

返還金額の算出方法について (令和3・4・5年度に補助金を受領された方)

返還金額は、補助金の交付を受けて設置した充電設備の処分を行った日から、財産処分制限期間の満了日までの月数（1ヵ月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額となります。

【返還金額算出例】 急速充電設備を40ヵ月7日使用した後に、処分しようとする場合

